

附属学校教員の所定労働時間外に行う業務への対応（暫定）（案）の説明会

広島大学教職員組合 書記局 和田

2018年1月25日（木）18:00～19:20

場所 東広島地区： 法人本部棟 5F 2会議室

翠地区： 小学校校舎3階特別教室（3）（TV会議）

福山地区： 教生寄宿舍1階控室（104）（TV会議）

出席者（大学側●）

眞田人事部長，三上服務GL，新田服務副GL，鳥山服務G主査

地藏堂附属学校支援GL，八木附属学校支援G主査

出席者（組合側○）

下前教諭（福山支部支部長）、阿部教諭（附属中・高支部長）、島谷教諭（東雲・執行委員）、難波教授（附属学校園諸問題検討委員会代表）、坂元委員長、吉田書記長、和田書記次長、

（資料）平成30年1月19日修正版

（発言概要）和田のメモを基に記載していますので、表現の細部については保留付きでお受けとめください。

（大学●）2017年8月の福山労基署の調査から2016年10月までの遡及等正勧告の指導を受け、附属全体として、長時間労働の防止、健康に配慮した働き方の見直しをする。今までの出退勤の記録以外に日々の労働も管理の必要性も労基署から求められている。とはいえ教員という特殊性も加味し、自主性、創造性の活動の生じる部分をどのように扱っていくか検討。公立や他大学の動向もみながら4月に向けて継続検討。

～資料説明～

（組合○）土日の部活が特別勤務なのは分かる。学校行事等の扱いはどうなるのか。

（大学●）1日勤務の振替を。副校長がお認めになれば時間外になる。

（組合○）すでに本年度のシフトは3月まで決まっている。春休みは調整休をとる。毎日の部活を平日にすると日勤時間は9時間。日にちの入れ替えは出来るけれど8時間を9時間にして休みを0にはできない。また2～3月はイレギュラーなことが多く、残業も多い。この期間の試行を参考に制度設計されると後々良くない影響があるのではと心配。新年度からはこの暫定案をやってもうまくいくかもしれないが、2～3月は特別であることを含みおいた上で、試行をしてほしい。

（大学●）労基署と3つ話をしている。①2～3月はこの暫定案を実施し、4月は公立等をみながら。②公立はガイドラインで手当て制度等の方向性を出してくるかもしれない。県は文科省のガイドが出てから変わってくる可能性あり。③他大学の動向もみ

る。大分大学は朝7時前には来ない、夕方〇時には帰る、職員会議は全員でなくてもよい等あるらしい。ということになっている。全く新しいものは出てこないと思うが、附属の研究・教育という特殊性もあり全く同じとはいかないが。なお各附属で縮減策を出していただき実施もしており、個人的には福山は効果出てきているのではと思っている。

(大学●) 日々の延びるところは、基本的、変形労働にいてほしい。保護者対応、地域対応等、突発的なものは(時間外労働及び休日労働の)⑤番③番になる。

(組合○) そういったことは定義を共有できていれば問題ない。問題は1年単位の変形労働制。4月に1年間のシフトを組むと割り振りは1年間変えられない。日にちの入れ替えは3か月単位で可能だが、8時間を9時間にする等の細かいものの調整が難しい。1日を休みにして配分とかできればよいが。それをやらないと時間外がたくさん出てくる。〇〇部の顧問を3名でやっているが、1名は高校3年の担任なので残りの2名で分担するが1人病欠でもすれば、もう1人の勤務時間が増える。これを含めてリサーチをしてほしい。2～3月はすでに昨年4月にシフトを組み終わっているから、部活を考えた勤務シフトにはなっていない。試行の理想は、勤務割り振りをしておいて⇒追加があれば申請。今回それができないのはわかっているが。2～3月に部活等で月10時間の残業を超過して管理職を叱責しても不可能。シフトは変えられない。

(組合○) 生徒にいきなり17:00に帰れと言えない。したがって労基署対応で試行をやっても構わないが、(改善)データにはならない。紙(申告書)を管理職に出す練習にはなるだろう。2～3月を管理の判断に使われても困るということだ。

(大学●) 労基署の言われる時間管理と働き方の意識改革を双方でやっていきたいと考えている。

(組合○) 既に提出しているシフト表を見ていただければわかるが、事実として18:00まで生徒がいる。18:00までの残っている生徒を放置して17:00に教員は帰られない。意識の問題ではない。長くお残りの先生が一部おいでなのは承知しているが、問題が違う。

(組合○) 現場(の様子)がわかった、変形労働制の問題もでてきたところで、(暫定を)やってみて修正ということでよいか。

(大学●) 現場の御意見が伺え有意義だった。1年単位の変形労働制の問題は大学のみならず、文科省、厚労省にもお知らせした上で改善策を考えたい。また現場のこんなことできないか、こんなことできるといった意見を随時聞いて改善するようこのような場をまた持ちたい。勧告があったので改善だが、2～3月は慣れる期間と考え、やってみて工夫もでてくるかも、またやってみて活用ということで4月以降に繋げたい。時間を縮小していくことの模索をしたい。

(大学●) 校長会を通じて働き方改革はお願いをしてきている。労基署からも早く是正をす

るようにと言われている。平成28年10月に（改善策）出して、試行がされていないことで、ずっと調査が入り続けるのかという（不安）部分を御理解ください。

（組合○）・・・この間の附属諸問題の進展（改善）は驚いている。今回の件もそれらと関係しての対応となる。

（組合○）諸問題の件では、人事異動が増え、非常勤の減員のなか、異動をされなかった先生への共通業務等負荷が増え続けていると聞いている。それを兼ね合わせて時間外も考えていく必要があるのでは。

（その他）

（組合○）副校長へ負荷が増えると、ことによっては副校長が板ばさみになり、虚偽の報告をせざるを得ない事態等も懸念。

（大学●）管理というか把握をしていく。心配はもっと文科省から厳しいものがだされたらということもある。

以上

注)「残業は月 10 時間以内に」の根拠

毎月支給されている手当に以下のものがあります。それを残業相当に換算して考えます。

※1 **附属学校教員特別手当**…附属学校の業務の特殊性を鑑み支給。

本給の 100 分の 6（千円未満は端数切捨て）。これに時間外勤務手当、休日手当、管理職員特別勤務手当を含む。例：本給 300,000 円だとすると 18,000 円が該当。

※2 **教職調整額**…職務と勤務態様の特殊性を考慮して支給。

本給の 100 分の 4。これに時間外勤務手当、休日手当、管理職員特別勤務手当を含む。例：本給 300,000 円だとすると 12,000 円が該当。

※3 **時給換算**

地域手当抜きで大ざっぱな計算をすると $300,000 \text{ 円} \div 20 \text{ 日勤務/月} \div 7.75 \text{ h/日} = 1,935 \text{ 円}$
残業だと（↑25%）のため 2,419 円

結果、※1 + ※2 = 30,000 円。 $30,000 \text{ 円} \div 2,419 = \text{約 } 12 \text{ 時間}$ （10 時間相当）